た数、当該測定単位に係る算式エ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇五三を控除した数、算式エ(2)に係る密度補正の密度から〇・二四三を控除した数、算式エ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇三九を控除した数、算式オに係る密度補正の密度から〇・〇一八を控除した数及び算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・五三一を控除した数に〇・三一九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から一・四三五を控除した数に〇・〇八〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数に〇・六二一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一九を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇七四を控除した数、当該測定単位に係る算式カ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇三六を控除した数、算式カ(2)に係る密度補正の密度から〇・一六三を控除した数、算式カ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇二六を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四七を控除した数に算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七七を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三四一を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇四六を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正

た数、当該測定単位に係る算式エ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇五一を控除した数、算式エ(2)に係る密度補正の密度から〇・二二九を控除した数、算式エ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇三七を控除した数及び算式オに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・五五九を控除した数に〇・三一九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から一・四二六を控除した数に〇・〇八一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数に〇・六四五を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一二六を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇六四を控除した数、当該測定単位に係る算式カ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇三四を控除した数、算式カ(2)に係る密度補正の密度から〇・一五四を控除した数、算式カ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇二五を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一三を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る都道府県立病院密度、当該測定単位に係る都道府県立病院事業債元利償還金密度及び当該測定単位に係る都道府県立病院事業債同意等額密度の合計数から〇・〇四九を控除した数、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院等密度、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度、当該測定単位に係る都道府県立大学附属病院事業債同意等額密度、当該測定単位に係る上水道元利償還金密度、当該測定単位に係る病院事業一般会計出資債同意等額密度、当該測定単位に係る救急告示病院等密度及び当該測定単位に係る上水道一般会計出資債同意等額密度の合計数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八〇を控除して得た数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四九を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三四六を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る診療所等密度と当該測定単位に係る市町村立看護師等養成所密度から〇・〇〇四九を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とを合算した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ